

ID: 218

担当部署: 上下水道課

処分の概要	登録の更新		
例規名 根拠条項	大河原町排水設備等指定工事店に関する規程 第17条第2項		
例規番号	令和2年企業管理規程第11号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第17条 登録の更新を受けようとする責任技術者は、登録期間が満了する前に、県センターが実施する更新講習を受講しなければならない。</p> <p>2 登録の更新を受けようとする責任技術者は、前項に定める更新講習を受講した後、管理者が指定する期日までに排水設備等工事責任技術者登録継続申請書(様式第10号)に次に掲げる書類等を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民票の写し及び写真</p> <p>(2) 更新講習受講修了証の写し</p> <p>3 登録の更新による登録期間は、当該更新の日より最初に到来する4月1日から5年間とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日